

議事

(3) 報告事項について

ア 函南町部活動地域連携・地域移行の進捗状況について

## 1 現在までの経緯（国・県の動向）

- 文部科学省は令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を示し、スポーツ庁及び文化庁は令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を示した。【参考資料3-1】
- 国の有識者らによる提言では、地域移行の達成時期を令和5年度から7年度の「改革集中期間」としていたが、国のガイドラインでは、達成時期を設けず、同期間を「改革推進期間」とした。また、取り組むべき体制例として、学校部活動の地域連携についても明記されるなど、すべての部活動を一律に、一斉に地域移行しなければならないものではないことが明確に示された。
- 国のガイドラインを受け、県教育委員会は令和5年2月に「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（以下「県の方針」という。）を作成し、運動部活動地域移行連絡協議会や市町教育委員会教育長会等にて周知した。

## 2 県の方針の要点

- 各市町においては、スポーツ庁及び文化庁が改革推進期間とする令和5年度から7年度までの間に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動に関する意見交換を行うための関係者による協議会を設置する。
- 各市町の設置した協議会では、学校の働き方改革の推進と、生徒の活動機会が失われることのないように、丁寧且つ慎重な検討を行う。
- 部活動指導員等の配置促進等から着手し、持続可能な地域クラブの体制への移行が可能であるか、検討した上で段階的な体制整備を行うことが望ましい。地域移行をおこなう際は、部活動に代わり得る新たな地域クラブを整備した上で、生徒の自主的・主体的な参加をもって移行する。

## 3 町の現在の取組

### (1) 平日における教育環境整備

令和5年度より以下の3点に取り組んでいる。

- ・ 教員の勤務時間終了時刻（16時30分）までに、部活動を含むすべての教育活動を終了する。
- ・ 原則週4日（平日3日＋土日いずれか1日）を活動日とする。
- ・ 年間を通して、「函南町立中学校部活動ガイドライン」に準じた活動時間を適切に確保する。

部活動を含むすべての教育活動を16時30分までに終了する教育課程について、各中学校での時間割等の工夫により、中学校における今年度の超過勤務時間について、令和4年度と比較して年平均で10時間/月以上の超過勤務が削減された。超過勤務時間の差が最も大きい10月においては、17時間/月以上削減されており、教員の働き方改革に対して効果がみられる。

## (2) 生徒の安定した時間確保

部活動を含むすべての教育活動を16時30分までに終了する教育課程について、中学校が行ったアンケートでは、各学年の生徒及び保護者の70%以上が帰宅後のゆとりを感じている。特に3年生の生徒及び保護者に関しては約80%が肯定的にとらえている。また、学年によって多少増減があるものの、平均すると生徒の約80%以上、保護者の65%以上が帰宅後の時間を自分で考えて過ごせしていると肯定的に回答している。

平日における教育環境の整備については、おおむね評価を得ていることがわかる。「部活動ガイドライン」に準じた活動時間を保証しながら、年間を通じて適度な頻度で生徒の活動機会を確保しつつ、生徒の心身の健康に留意しながら、興味・関心があることに時間を割くことができている。

## (3) 平日における学校部活動について

当町としては、当面、平日の部活動については、教育課程を工夫・改善しながら、これまで通りの活動を実施していく。今後は、休日の部活動に焦点をあて、町の実情に応じたスポーツ・文化活動について段階的な地域連携並びに移行を推進していくこととした。

## 4 今後の方向性

### (1) 合同部活動の導入 【参考資料3-2】

近年では、少子化の影響による生徒数の減少等に伴い、部活動に加入する生徒が減少の一途をたどっており、交流の機会の減少とともに、部活動がもつ教育的意義が損なわれてしまう可能性が否定できない。そのため学校部活動の地域クラブ活動への移行は喫緊の課題である。一方で受け皿整備、指導者の確保等直ちに地域クラブ活動の体制を整備することは困難であることから、学校部活動の地域連携として合同部活動を導入する。

#### 合同部活動とは…

複数の学校で一つの部活動を拠点校等に設置することを指し、その際は1人以上の指導者（顧問等）がその一つの部活動に対して配置される。

※「合同チーム」や「合同練習」は、それぞれの学校に部活動がありそれぞれに指導者がいるものの、あくまで一時期に、大会に同じチームとして出場したり、一緒に練習したりするもの

#### 合同部活動導入の利点

##### 【生徒】

練習相手が確保でき、練習の幅が広がる。一定の規模を確保することにより、練習機会や大会等への参加機会を確保できる。また、合同チームでは部員数の増減によりチーム変更を余儀なくされるが、合同部活動とすることで安定的に活動に取り組むことができる。

##### 【教員】

1つの部活動に複数の顧問を配置できるため教員の負担を軽減できる。競技経験等のない顧問にとっては、専門的指導ができる顧問等から指導方法を学んだり、一緒に指導したりすることもでき、心理的負担の軽減につながる。

【函南町合同部活動スケジュール（案）】

	令和7年度		令和8年度以降
	夏まで 現2年生体制	新体制 現1年生体制	合同部活動となるタイミングについては、今後の 入部数などを基に総合的に判断する。
野球部 サッカー部	合同チーム又は単独	合同部活動	
その他の 部活動 (チームスポーツ)	合同チーム又は単独		合同部活動

- ※一定数の部員確保が必要なチームスポーツから合同部活動化を進める。その上で課題等を踏まえて個人種目や文化部についての地域連携、地域移行について検討していく。
- ※函南中学校または東中学校のどちらか1校の人数がチーム編成に必要な人数に満たない場合は合同部活動への移行時期に限らず合同チームとなる。合同チームとなった部活動は原則合同部活動へ移行していく。
- ※ソフトボール部については、現在の加入状況を踏まえ2校合同でもチームが組める状況でないことから、令和7年度より新入生の募集を行わない。

(2) 部活動指導員の導入

町内部活動では指導経験のない顧問が部活動指導をしており、技術面でも精神面でも負担が大きくなっている。特に休日の練習や大会引率、大会運営といった勤務時間外の活動が多く、中学校教員の負担の大きな要因となっている。

外部指導者や部活動指導員を配置することで、子どもたちは専門的な技術を学ぶことができるとともに、教員とは違った立場の大人と関わる貴重な経験となる。そして、教員の負担の軽減や時間外勤務の減少にもつながるため、外部指導者の拡充や、部活動指導員の配置について検討していく。

【外部指導者と部活動指導員の違い】

外部指導者	いわゆる外部コーチ。顧問の教員と連携・協力しながら技術的な指導を行い、部活動の支援・サポートを行う。 ※単独で大会引率 不可 【各学校で対応（無償・有償）】
部活動指導員	部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した際の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。 ※単独で大会引率が可能 【報酬あり】（県・国より 2/3 補助金あり）

### (3) 地域クラブ認定制度の整備 【参考資料3-3, 4】

令和5年度から、静岡県中学校総合体育大会（中体連）への地域スポーツ団体（以下「クラブ」という。）の参加が、競技別の諸条件を満たせば認められるようになり、令和6年度からは参加できる対象がさらに拡大された。このことに伴い、個人戦と団体戦のある競技では、地域移行したクラブであることが団体戦参加の条件となっているものがある。

そこで、町内のクラブが団体戦への参加も可能となるよう「地域クラブ」として認定し、クラブに所属する生徒の競技参加の機会を確保する必要性が出てきた。

部活動の地域展開の方針が国から示されている中、函南町でも町内中学生の部活動の受け皿として活動しているクラブを「地域クラブ」として認定し、支援することにより、中学生のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図るため、認定制度を整備した。

# 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
  - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
  - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

## I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

## II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

## III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める  
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

## IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し  
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

## 函南町立中学校合同部活動実施要項（案）

## 1 目的

近年では、少子化の影響による生徒数の減少等に伴い、部活動に加入する生徒が減少の一途をたどっており、交流の機会の減少とともに、部活動がもつ教育的意義が損なわれてしまう可能性が否定できない。部活動の加入状況や生徒・保護者の希望等により、学校と教育委員会と協議し、両中学校による合同部活動の導入を進める。

## 2 定義

合同部活動は、複数の学校で一つの部活動を拠点校等に設置することをさし、その際は1人以上の指導者（顧問等）がその一つの部活動に対して配置される。

※ 「合同チーム」や「合同練習」は、それぞれの学校に部活動がありそれぞれに指導者がいるものの、あくまで一時期に、大会に同じチームに出場したり、一緒に練習したりするもの。

## 3 実施主体

実施主体は、函南町立各中学校とする。

## 4 合同部活動の設置方法

函南町立各中学校の協議による。

## 5 活動場所

合同部活動実施校間で調整する。

## 6 活動場所までの移動

活動場所までの移動については、徒歩、または保護者送迎等で、保護者の責任により行い、移動に係る経費は保護者負担とする。

## 7 指導者

合同部活動を実施するいずれか、または双方の学校の顧問、部活動指導員が指導にあたることを基本とする。

## 8 事故や生徒指導上の問題等への対応

- (1)それぞれの学校部活動の位置づけとし、管理監督はそれぞれの校長が行う。また、健康面での配慮事項や、生徒指導上参考となる事項等、部活動指導にあたって必要な情報を共有すること。
- (2)合同部活動における活動中の事故や生徒指導上の問題等への対応については、原則としてまずは当日指導にあっている学校の指導者等で対応すること。その後、当該校にも必ず連絡し、当該校はその情報を受け、指導者および保護者と連携して対応すること。

(3)合同部活動での活動中および交通事故を除く移動中の事故に関して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、それぞれの学校が行う。

※交通事故については、自動車損害賠償責任保険の適用となる。

## 9 大会等への参加について

大会等の参加については合同部活動単位での出場を原則とする。

(1)中体連が主催する大会は、中体連が示す基準、規定による

### 【参考 夏季大会参加基準】

合同部活動（拠点校方式等による）チームは単一校にて編成されたチームと同様に扱う。

ここでいう合同部活動とは、近隣3校以内（5学級以下の小規模校はその限りではない）において一つの部活動を設置し活動しているものをいう。市町の教育委員会が認め、協議団体への団体登録も一つの団体（チーム）として登録しているもので、複数合同チームとは異なる。

(2)中体連以外が主催する大会等については、大会等主催者が定める大会実施要項（特に参加資格及び参加制限等）を事前に確認し、それに従うこと。

## 10 その他

(1)合同部活動の実施に際しては、事前に生徒および保護者に対して趣旨を周知し、理解を得ること。

(2)合同部活動は当面休日の活動とし、平日については各校での実施を基本とする。

(3)合同部活動を実施する部においては、一方の学校で活動する際、もう一方の学校の顧問教員は付き添わないことがあることについて、当該部活動に所属する生徒及びその保護者に説明をする。

(4)生徒に関する必要な情報については、生徒が安心・安全に部活動を行うことができるよう、生徒・保護者に確認・承諾を得たうえ、両校の顧問同士で共有すること。

## 函南町地域クラブ認定要項

### 第1 目的

函南町立中学校における部活動の受け皿として、クラブ活動を実施する地域団体等（以下「地域クラブ」という。）を認定し、支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

### 第2 認定の要件

地域クラブの認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 函南町内の中学生等を中心に構成された地域クラブであること。
- (2) 部活動の地域の受け皿として、中学生等を対象にスポーツ又は文化芸術活動を行い、専門性の高い指導を目指すこと。
- (3) 「函南町立中学校部活動ガイドライン」に沿った活動（休養日・活動時間については遵守）であること。
- (4) 函南町内の社会教育施設等の公共施設または学校施設を活動の拠点としていること。
- (5) 地域クラブに参加する会員（中学生等及び保護者）が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際には会費等の取扱いを明確にしておくこと。
- (6) 団体の規約、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- (7) 会員から運営に必要な会費等を徴収していること。
- (8) 営利を目的とした地域クラブでないこと。
- (9) 中学校総合体育大会等の各種大会は、地域クラブとしての参加を原則とすること。

### 第3 認定の申請

地域クラブの認定を申請しようとする団体（以下「申請者」という。）は、函南町地域クラブ認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約又は、それに相当するもの
- (2) 概要調書（様式第2号）
- (3) 当年度の活動計画書（様式第3号）
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める書類

### 第4 認定の決定

教育委員会は、申請者から第3の認定の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査の上、認定の可否を決定し、函南町地域クラブ認定通知書（様式第4号）又は函南町地域クラブ不認定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

### 第5 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から当該年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。

## 第6 変更等の届出

認定を受けた地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）は、第3の規定により申請した事項のうち(1)(2)(4)の内容に変更が生じた場合又は活動を休止若しくは廃止しようとする場合は、認定地域クラブ（変更・休止・廃止）届出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 変更内容が確認できる書類
- (2) その他教育委員会が特に必要と認める書類

## 第7 認定の取消し

教育委員会は、認定地域クラブが次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、教育委員会は、地域クラブ認定取消通知書（様式第7号）により当該認定地域クラブの代表者に通知する。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 認定の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 活動回数、活動人数が著しく減少したとき。
- (4) 認定地域クラブとしてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他、教育委員会が認定地域クラブとして不相当と認めたとき。

## 第8 認定地域クラブに対する支援

教育委員会は、認定地域クラブに対し、支援を行うものとする。

## 第9 認定地域クラブの責務

- 1 認定地域クラブは、教育委員会が行う事業に対し、教育委員会からの依頼に応じて連携協力を行うものとする。
- 2 認定地域クラブは、会員に対してスポーツ安全保険等、傷害保険の加入促進に努めなければならない。

## 第10 その他

この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて別に定める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この要項は、令和7年3月6日から施行する。  
（認定の要件に関する特例）
- 2 当面の間、第2(1)「函南町内の生徒を中心に構成された地域クラブ」は、特定非営利活動法人函南町スポーツ協会、函南町スポーツ少年団又は函南町文化協会の加盟団体に限る。

様式第 1 号

年 月 日

## 函南町地域クラブ認定申請書

函南町教育委員会 様

申請者 団体名  
責任者 住 所  
氏 名

函南町地域クラブ認定要項第 3 の規定に基づき、函南町地域クラブの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 規約または会則等（様式：任意）
2. 概要調書（様式第 2 号）
3. 活動計画書（様式第 3 号）

## 概 要 調 書

提 出 日	年 月 日		
ふりがな			
クラブ名	(男子・女子)		
主な活動			
活動拠点	施設名：		
	所在地：		
所属会員数	中学生：	人 (男子 人 うち町内者 人) (女子 人 うち町内者 人)	
ふりがな		職 業	
団体責任者名			
責任者連絡先	住 所：		
	電 話：		
	メールアドレス：		
指導スタッフ	氏名	任務 ( )	
	保有資格 ( )		
	氏名	任務 ( )	
	保有資格 ( )		
氏名	任務 ( )		
	保有資格 ( )		
氏名	任務 ( )		
	保有資格 ( )		
入 会 金	・あ り ( ) 円 ・な し		
会 費	・年会費 ( ) 円 ・月会費 ( ) 円		
その他の費用	用途、おおよその金額		

## 活 動 計 画 書( 年度)

年間活動計画 (主な活動、大会・コンクール等)

4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	

週間活動計画 (活動日は時間帯と場所、活動のない日は「休養日」と記入)

曜 日	活動時間帯	活動場所
月曜日		
火曜日		
水曜日		
木曜日		
金曜日		
土曜日		
日曜日		

様式第4号

第 号  
年 月 日

## 地域クラブ認定通知書

団体名  
責任者 様

函南町教育委員会

年 月 日に申請のあった地域クラブについて、函南町地域クラブ認定要項第4の規定により、次のとおり認定したので通知します。

### 記

- 1 認定期限 年 月 日
- 2 認定の条件
  - (1) 活動は、活動計画書、その他の提出書類に記載された内容に基づき実施すること。活動の内容等に変更が生じた場合は、函南町地域クラブ認定要項第6の規定により、函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出ること。なお、教育委員会の職員が活動内容等の確認をする場合は、誠意をもって対応すること。
  - (2) 活動の実施に際しては、十分な安全対策を講じること。なお、教育委員会は、事故等の責任は一切負わない。
  - (3) 関係学校から生徒の活動状況の情報提供等を求められた場合は、誠意をもって対応すること。
  - (4) 上記の条件や認定要件を満たさない場合、または、教育的な活動として不適当な事由が発生した場合には、認定を取り消すことがある。なお、教育委員会は、認定を取り消すことによって経済的な損害その他不測の事態が発生した場合の責任は一切負わない。

様式第 5 号

第 号  
年 月 日

## 地域クラブ不認定通知書

団体名  
責任者 様

函南町教育委員会

年 月 日に申請のあった地域クラブについて、函南町地域クラブ認定要項第 4 の規定により、下記の理由で不認定としたので通知します。

記

不認定の理由

様式第6号

年 月 日

認定地域クラブ（変更・休止・廃止）届出書

函南町教育委員会 様

申請者 団体名  
責任者 住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号により認定を受けた地域クラブに  
ついて、  
（変更・休止・廃止）したいので、関係書類を添えて届出ます。

記

- 1 （変更・休止・廃止）の理由
- 2 変更の内容

様式第7号

第 号  
年 月 日

### 地域クラブ認定取消通知書

団体名  
責任者 様

函南町教育委員会

函南町地域クラブ認定要項第7の規定により、貴団体の認定を取り消したので通知します。

#### 記

団体名	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
認定期限	年 月 日
取消の理由	

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

## 1. 改革の理念及び基本的な考え方等

### (1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。  
(地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要)  
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- 生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを含めた、スポーツ・文化芸術の役割や意義も尊重する必要。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

### (2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。  
 <新たな価値の例>  
 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定主体、認定方法等を国として示す必要。

### (3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。  
 【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。  
 ※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

### (4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。

## 2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

## 3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあつた望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。  
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

<p>改革の 進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</u>。 ※地域の実情等を踏まえつつ、<u>できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい</u>。 ※<u>中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し</u>。それでも地域展開が困難な場合には、<u>当面、部活動指導員の配置等を適切に実施</u>。</li> <li>● <u>平日</u>については、<u>各種課題を解決しつつ更なる改革を推進</u>。まずは、<u>国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める</u>。</li> </ul>
<p>次期 改革期間</p>	<p>「<u>改革実行期間</u>」（<u>前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に休日の地域展開等に着手</u>。</li> <li>※<u>平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進</u>。</li> </ul>
<p>費用負担 の在り方等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体において、<u>地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要。</li> <li>● 公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要</u>。</li> <li>● 企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、<u>新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要</u>。</li> <li>● <u>家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要</u>。</li> </ul>

※改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。

## 4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

## 5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 今後、こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等の実態を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、学校部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討（具体的な内容については、最終とりまとめまでに更に検討を深める）。

【各論（個別課題への対応等）】 ※実証事業における取組・成果の分析等も踏まえ、最終とりまとめまでに更に検討を深める。

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備（組織体制・財務基盤の整備、ICT活用による事務処理の効率化等）
2. 指導者の質の保障・量の確保（多様な人材の発掘・マッチング・配置、大学生の活用、指導を望む教師の兼職兼業の推進、ICTの効果的活用、指導者資格の在り方検討、研修の充実、平日と休日の一貫指導（地域クラブと学校の連携強化等）等）
3. 活動場所の確保（学校施設の優先利用・使用料の減免等のルール作り、スマートロック等による鍵の受け渡しの負担軽減、指定管理者制度の活用促進等）
4. 活動場所への移動手段の確保（スクールバスの有効活用、地域公共交通との連携等）
5. 大会やコンクールの運営の在り方（地域クラブの参加促進、運営体制の整備・運営方法等（教師の引率等の負担軽減等を含む））
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進（効果的な周知・広報等）
7. 生徒の安全確保のための体制整備（事故等の防止、暴力・暴言等の不適切行為の防止、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化、生徒及び指導者の保険への加入、地域の専門家のネットワーク化、トレーナーの効果的な活用・資格の在り方検討等）
8. 障害のある生徒の活動機会の確保（体制整備等において考慮すべき特有の事情、障害者対応指導ツールの活用や研修等を通じた指導者の資質・の応力の向上等）